

## 既修得単位の認定に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、千葉県立鶴舞看護専門学校学則(以下「学則」という)第23条に定める既修得単位の認定に関する必要な事項を定めるものとする。

(既修得単位認定の申請条件)

第2条 既習得単位の認定を申請できる者は、学則第23条第1項の要件を満たす学生とする。ただし、学校等の卒業のいかんは問わない。

(既修得単位の認定申請ができる科目)

第3条 既習得単位の認定を申請できる科目は、本校が定める授業科目について、学則第23条1項に掲げる資格に係る学校等で履修し、単位を修得しているものとする。

2 既習得単位の認定申請は、申請に係る科目の授業内容と履修時間が本校の授業科目と同等である場合に、行うことができる。科目名が同一であることは求めない。

3 申請する科目数は、総修得単位数の2分の1を超えない範囲とする。

(既修得単位の認定申請に係る手続)

第4条 既修得単位の認定を希望する者は、指定された期日までに次の各号に定める書類を看護学科に提出する。

- 一 別添様式1「既修得単位認定申請書」
- 二 修得した学校等の履修証明書(単位の修得がわかるもの)
- 三 当該科目のシラバス(授業概要等)

(既修得単位の単位認定会議)

第5条 校長は、既修得単位の認定を希望する者から前条による申請があった場合、単位認定会議を開催する。

2 前項の単位認定会議の開催に先立ち、申請に係る科目について、当該科目を担当する本校の講師に意見を求めることができる。

3 単位認定会議は、必要に応じて前項の意見を参考にし、履修内容、履修時間及び取得単位数を確認し、認定の可否を協議する。

4 校長は既修得と認定された科目であっても、必要に応じ、学生に聴講を指示することができる。

(単位認定結果の通知)

第6条 単位認定会議の結果の通知は、会議録にて学内決裁が終了後に、別添様式2により学生に通知する。

(既修得と認定された科目の扱い)

第7条 既修得と認定された科目については、履修を免除する。

2 学生は、既修得と認定された科目について、聴講を指示された場合以外でも、希望により聴講することができる。

3 既修得と認定された科目を聴講する場合は、試験の対象とならない。

(補 足)

第8条 この規程に定めるものの他、必要な事項は細則をもって定める。

2 この規程の運用上疑義が生じた場合は、運営会議で協議の上校長が決定する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。